

長与町スポーツ推進委員会が全国優良団体表彰を受賞！



11月16日、全国スポーツ推進委員研究協議会が開催され、長与町スポーツ推進委員会が全国優良団体表彰を受賞しました。この賞は、地域のスポーツ振興に顕著な業績を挙げ、住民の健康、体力の向上・維持に貢献している団体に贈られます。

長与町スポーツ推進委員会は、町民体育祭や町民ソフトボール大会などのスポーツ行事の企画・運営に不可欠な役割を果たしてきました。さらに、軽スポーツやレクリエーションを楽しむ主催事業「エンジョイスports」を約30年にわたり継続し、住民の体力づくりをサポートしています。

委員の皆さんはとても明るく、フレンドリーな方々です。今後も住民に寄り添い、町のスポーツ振興にご活躍いただきたいと思ます。

部活動の地域移行に関する三者連携協定



長与町は、12月15日、スポーツデータバンク株式会社と三井住友海上火災保険株式会社と、部活動の地域移行に関する支援について、三者連携協定を締結しました。

三者連携協定を通じて、スポーツ指導者の質の保証や向上、子どもたちがスポーツを楽しむ環境づくりに向けた取組みを実施する予定です。企業が有する知見・ノウハウを活用して、町のスポーツ活動が安心・安全に実施できる環境の充実を図っていきます。また、持続可能な地域スポーツ活動となるよう、長与町の取組みに対して、三井住友海上火災保険株式会社様より「企業版ふるさと納税」を通じたご寄附をいただきました。ありがとうございました。

大谷選手からグローブが届きました



1月9日、町内5つの小学校に大谷翔平選手からご寄贈いただいたグローブが渡されました。長与南小学校では、児童を代表して6年生植田花凛さんと4年生小森諒羽さんが受け取りました。

—大谷翔平選手からのメッセージ ※一部抜粋—

私はこのグローブが、私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。それは、野球こそが、私が充実した人生を送る機会を与えてくれたスポーツだからです。このグローブを学校でお互いに共有し、野球を楽しんでもらうために、私からのこの個人的なメッセージを学校の生徒たちに伝えていただければ幸いです。

野球しようぜ。
大谷翔平

百歳の長寿を祝って

—大正12年12月15日生まれ 吉村 實様—



お誕生日に訪問し、お祝いの言葉と記念品をお贈りしました。長生きの秘訣は、若いころ色々なスポーツをたしなんでいたことです。戦時中は徴兵され、徳山空襲時は高射砲手として対空戦闘にあられたそうです。終戦後は主に食料増産など農林分野を歩まれ、その功績から平成6年春に勲四等旭日小綬章を受章されました。また、囲碁は日本棋院より認定を受けるほど造詣が深いです。

まだまだお元気な吉村さん、どうぞこれからも生き生きとお過ごしください。

—大正12年11月22日生まれ 樋口 次郎様—



お誕生日に訪問し、お祝いの言葉と記念品をお贈りしました。長生きの秘訣は、戦中、戦後の食料難を経験し、困難に遭遇してもいつも前向きに生きて、失敗を恐れずチャレンジしてきたことです。18歳で満州、新京の国立大陸科学院で研究生として過ごした後、学徒動員で徴兵され、終戦と同時にシベリアへ5年間抑留、命からがら帰還されたそうです。「平和が一番。平和な社会を守り続けてください。」と力強く話してくださいました。

まだまだお元気な樋口さん、どうぞこれからも生き生きとお過ごしください。

厚生労働大臣表彰受賞 民生委員児童委員 平野 務津子様



長年の民生委員児童委員活動において、社会福祉の増進に貢献されているとして受賞されました。平野さんは、現在9期目で、25年の長きにわたり活動され、地域の見守りや相談・支援にご尽力されています。受賞おめでとうございます。

「二セ電話詐欺」、「悪質商法」にご用心!



年金支給日にあわせて、12月15日にイオンタウン長与の敷地内で、二セ電話詐欺・悪質商法被害防止を目的とした啓発活動を、時津警察署、時津地区連合防犯協会、長与町防犯協会が合同で実施しました。

電話でのお金のお話は警察や家族に相談を!

民生委員児童委員(主任児童委員) が委嘱されました 津田 淳子さん (主任児童委員・高田中学校区)

民生委員児童委員は地域住民の良き相談相手として、また地域と行政機関をつなぐパイプ役として活動しています。

このたび、子どもや子育てに関する支援を専門とする主任児童委員が厚生労働大臣より委嘱されました。

選挙管理委員会委員の当選

令和5年第4回長与町議会定例会において行われた長与町選挙管理委員会委員選挙の結果、下記の4名が当選されました。

任期は令和5年12月19日から令和9年12月18日までの4年間で、任期中は選挙が公正かつ適正に行われるよう、選挙の管理・執行に努めていただきます。

選挙管理委員会委員（敬称略）

- 委員長 村山 和聡（岡郷）
- 委員長職務代理者 永富 雅徳（三根郷）
- 委員 境 ケイ子（嬉里郷）
- 西出 和美（丸田郷）



長与町長選挙および長与町議会議員再選挙のお知らせ

◇当日投票◇

投票日	4月21日⑧ 7時～20時 ※どちらの選挙も同時に行われます。
投票場所	投票所入場券に記載されている投票所 （※投票日当日は、ご自身の投票区内の投票所でしか投票ができませんのでご注意ください。）

◇期日前投票◇

投票期間	4月17日⑩～20日⑪ 8時30分～20時 ※土曜日でも投票できます。
投票場所	長与町役場1階町民ホール

※投票所入場券は、告示日（4月16日⑨）頃に送付予定です。投票する際にご持参ください。

◇投票できる方◇

- ・投票日当日満18歳以上（平成18年4月22日以前に出生した方）で長与町の選挙人名簿に登録されている方
- ・長与町に令和6年1月15日以前に転入し、引き続き住所を有している方
（※町外に転出された方は投票できません。）

Q. 町議会議員選挙をもう1回やり直すの？

A. 令和5年4月23日執行の長与町議会議員一般選挙（定数16人）において、候補者18人のうち、得票数が16番目以降の候補者が法定得票数（221,093票）に達しなかったため、当選人が15人となり、定数に対し1人不足した状態になっていました。

今回の長与町議会議員再選挙は、その「不足している1人」を決める選挙となります。

Q. 再選挙って何？補欠選挙とは違うの？

A. 再選挙と補欠選挙は、どちらも議員の不足を補うという点では、同じですが、不足がいつ発生したか等によって異なります。

再選挙	選挙の結果、当選人の数が定数に満たなかったり、選挙の後で当選人の死亡や当選が無効となるなど、当選人が不足する場合に行われる選挙。
補欠選挙	当選人が議員となった後に死亡や辞職などにより、議員の定数が不足する場合に行われる選挙。

「新しい図書館と健康センターの複合施設に関する基本設計書」パブリックコメントの結果公表について

本町が令和9年4月の開館を目指して準備を進めている「新しい図書館と健康センターの複合施設」の基本設計書について、12月1日から27日までパブリックコメントを実施しました。14名の方から51件のご意見をいただき、対応については下記のとおり公表しています。

- 公表場所 長与町ホームページ
長与町役場政策企画課、長与町図書館、長与町健康センター
・ふれあいセンター、上長与地区公民館、北部地区多目的研修集会施設、長与南交流センター

- 公共施設での公表期間 2月29日⑩まで



ご意見ありがとうございました。

児童1人当たり5万円

子育て世帯生活支援特別給付金の申込みはお済みですか？

☎ 制度に関すること：こども家庭庁コールセンター ☎ 0120-400-903 (受付時間：平日9時～18時)

申請に関すること：こども政策課子育て支援係 ☎ 801-5886 (受付時間：平日8時45分～17時30分)

ひとり親世帯分 申請締切：令和6年2月22日(木)

支給対象者

①令和5年3月および4月分の児童扶養手当は受給していないが、食費などの物価高騰の影響を受け、収入が基準額以下となった方

②公的年金（遺族年金や障害年金など）の受給により、児童扶養手当を申請していないが、収入が基準額以下の方

※基準額は家庭の状況により異なりますので、まずはご相談ください。

申請について

必要書類をこども政策課へ提出。

必要書類

状況により、必要書類は異なりますので、まずはお電話や窓口にてご相談ください。

ひとり親以外の低所得の子育て世帯分 申請締切：令和6年2月29日(木)

支給対象者

次のいずれかを満たす者

①令和4年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者（すでに長与町から転出された方も含む。）

②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児も対象になります。）であって令和5年度（令和4年1月～令和5年3月分）の住民税（均等割）が非課税の世帯または食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった世帯

申請について

・①の該当者 ⇒ 令和5年5月末に振込済です。

・②の該当者のうち、住民税（均等割）が非課税の世帯 ⇒ 令和5年12月に通知しています。

・②の該当者のうち、家計急変者 ⇒ 役場から個別通知は行いません。

※家計急変者以外の該当者の場合で、通知が来ていない場合は、ご連絡ください。

必要書類

○申請・請求者本人確認書類（運転免許証等）の写し（コピー）

○受取口座を確認できる書類（通帳・キャッシュカード）の写し（コピー）

※児童手当・特別児童手当受給者は不要

○児童が別居している場合は、その児童の住民票謄本

○給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類

※令和5年度住民税非課税の場合は不要

※令和5年1月以降の任意の月の収入を（×12）して計算します（申請者の収入額が限度額以下であることが必要です。（所得で計算する場合は、限度額が異なります。））

※今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかである場合は、申請できません。



申請書ダウンロード・
非課税相当限度額の確認

確定申告の時期が近づいてきました ～所得税の確定申告と納税は正しくお早めに～

☎ 長崎税務署 ☎ 822-4231・役場税務課住民税係 ☎ 801-5785

所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする申告納税制度を採用しています。所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は期限（3月15日☎）までに行いましょう。

例年、申告会場は大変混雑します。待ち時間を短縮するため、ご自宅からのe-Tax利用や、申告書の自己作成・郵送（長崎税務署宛）での申告書提出にご協力ください。会場へご来場の際は、源泉徴収票などの申告に必要な書類、マイナンバーカード（発行時に設定したパスワード）などをご持参ください。

確定申告本会場 長崎税務署本会場 長崎新聞文化ホール「アストピア」2階（長崎市茂里町3-1）

●専用の駐車場および駐輪場はありませんので、公共交通機関などをご利用ください。

☎ 長崎税務署 ☎ 822-4231

アクセス：ココウォーク茂里町バス停から徒歩2分（※右図参照）

2月16日☎～3月15日☎（土日祝除く）、2月25日☎ 9時～16時

●土日祝日は休みですが、2月25日☎に限り申告会場を開設します。

●原則ご自身のスマートフォンで申告書の作成を行っていただきます。

※長崎新聞文化ホール「アストピア」会場への入場には、「入場整理券」が必要です。



入場整理券について

配布方法 ・会場での当日配布

・LINEアプリによる事前発行（来場希望日の10日前から申込可能）

※事前発行は、「国税庁」LINE公式アカウントを友だち追加のうえ申込みください。

※指定された入場時間内にご入場ください。

※入場整理券の配布状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることがあります。



長与町役場会場（水道局3階） ☎ 役場税務課住民税係 ☎ 801-5785

2月16日☎～3月15日☎（土日祝除く）9時～11時、13時～16時（「入場整理券」の配布は15時30分まで）

※人数・入場制限を行いますので、早めに受付を終了することがあります。

●上記期間に申告を行う方は、「入場整理券(当日券)」または「LINEアプリによる来場予約」が必要です。

「入場整理券」は、1日110枚（午前午後各55枚）配布します。午前9時までは水道局1階、午前9時以降は水道局3階に設置しますので、人数分を当日にお取りください。なお、翌日以降分の配布は行いません。

●上記の期間、「LINEアプリによる来場予約」を整理券と併せて実施します。1日40人（午前午後各20人）予約できます。来場希望日の前々日開庁日までの予約が必要です。長与町LINE公式アカウント「ナガヨミックン」の友達追加のうえ、「申請・予約メニュー」→「LINEで申請・予約」よりお進みください。予約の詳細は町ホームページ「確定申告の相談会場日程について」をご参照ください。

長与町LINE公式アカウントはこちら

「確定申告の相談会場日程について」(LINE予約詳細)はこちら



●町会場で受付できない申告

※国税庁ホームページまたは長崎新聞文化ホール「アストピア」会場で申告してください。

- ・令和4年分以前の申告（更正の請求、修正申告を含む）
- ・青色申告
- ・令和6年1月1日現在、長与町に住民票の無い方の申告
- ・消費税、相続税、贈与税の申告
- ・新築住宅以外の住宅借入金等特別控除（借換え含む）の申告
- ・準確定申告（亡くなられた方の申告）
- ・分離課税申告（株式、先物、譲渡、配当、損失繰越、退職など）
- ・総合課税の譲渡所得申告
- ・その他、複雑な申告（山林所得、雑損控除、国外居住親族の扶養控除、相続等に係る個人年金など）

土地や建物を売却した方の譲渡所得の申告相談日

時 2月22日(木)・26日(日) (2日間のみ)

新築住宅の「住宅借入金等特別控除」の申告相談日

時 2月22日(木)・26日(日)・27日(火) (3日間のみ)

※上記期間以外は、長崎新聞文化ホール「アストピア」会場での受付となりますのでご注意ください。

町県民税（住民税）の申告 所 水道局3階

時 2月7日(水)～3月15日(金) (土日祝除く) 9時～11時、13時～16時 (「入場整理券」の配布は15時30分まで)

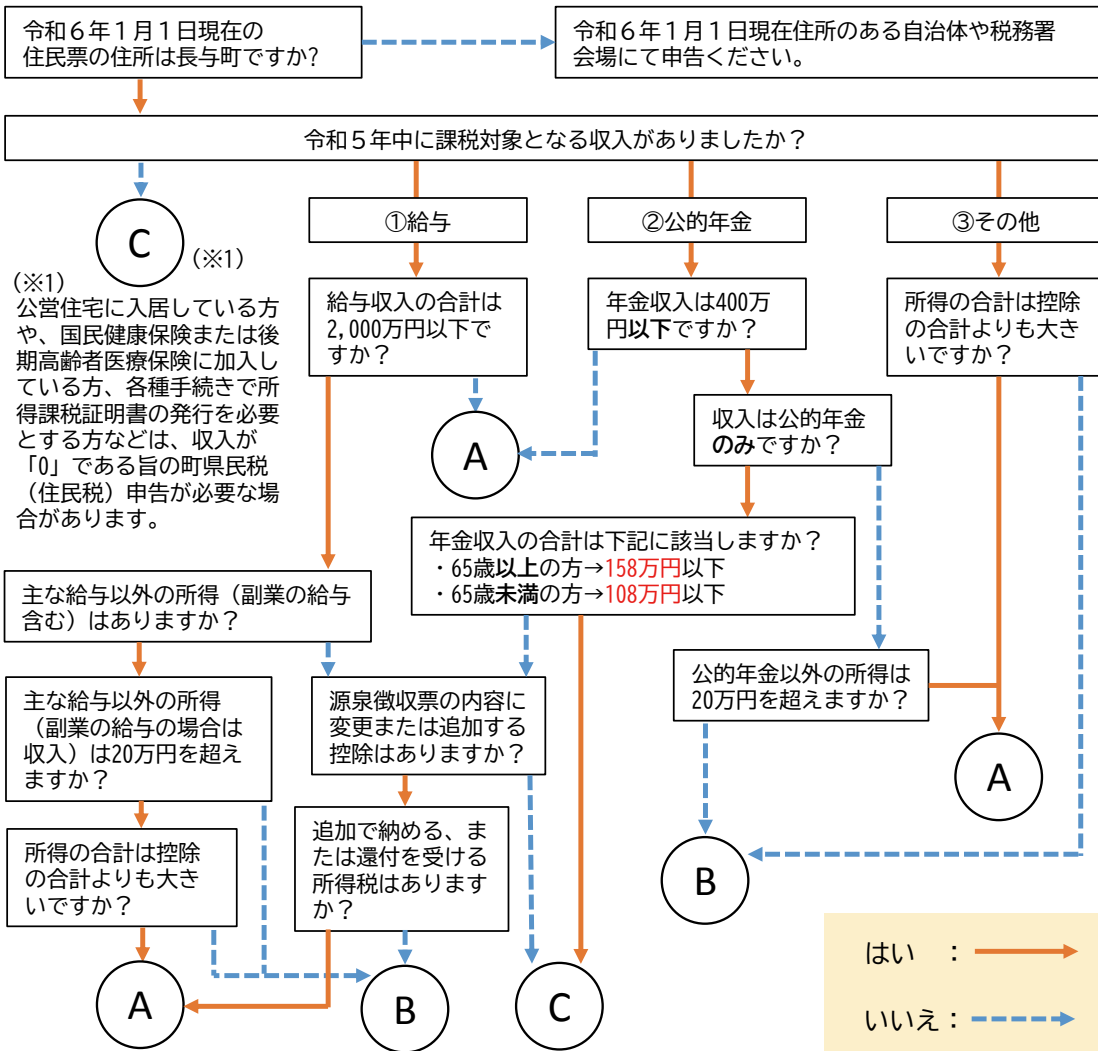
※確定申告期間と重なりますと大変混み合いますので、可能な限り2月15日(木)までの申告をお願いします。

また、郵送での提出にご協力ください。詳細は「広報ながよ1月号」をご覧ください。

確定申告フローチャート

このフローチャートは一般的に解説したもので、条件によっては該当しない場合があります。

スタート



A 所得税の確定申告が必要です（または申告により所得税の還付を受けることができます）。

B 所得税の確定申告は不要ですが、町県民税（住民税）申告が必要です。

C 確定申告、町県民税（住民税）申告は不要です。

令和6年度「狂犬病予防注射・巡回注射」のお知らせ

☎ 住民環境課環境係 ☎ 801-5824

生後91日以上の子犬は年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。町で犬の登録をされている方には、巡回注射の案内はがきを送付します。接種される方は、必ず接種会場へはがきを持参してください。

【接種の流れ】

1. はがきを受付へ渡す・問診票欄の確認
2. 料金の支払い

※おつりのないようご準備をお願いします。

- ① 予防注射手数料 …………… 2,800円
- ② 注射済票交付手数料 …………… 550円
- ③ 登録手数料 …………… 3,000円

登録済みの犬：①+② (3,350円)
未登録の犬：①+②+③ (6,350円)

3. 注射済票の交付
4. 予防注射の接種

【接種時の注意点】

- ・犬にはリード、首輪をつけて、逃げ出さないようにしてください。また、責任をもって管理できる人が会場まで連れてきてください。
- ・高齢犬や健康状態に不安がある場合は、事前に獣医師へ相談してください。また、注射を受ける前に犬の健康状態をチェックし、はがきの問診票欄に記入してください。
- ・犬の汚物は飼い主が処理をしてください。

※動物病院で注射を受けた方は、役場で鑑札・注射済票の交付を受けてください。

【巡回スケジュール】

4月9日(火)	
本川内郷農村青年の家	9時20分～ 9時35分
緑ヶ丘団地集会所	9時45分～10時
八反田公園	10時10分～10時25分
二丁間公園	10時35分～10時50分
道の尾防災センター	13時30分～13時45分
丸尾公園 (百合野第2)	14時～14時15分
高田地区公民館 ※グラウンドで実施	14時25分～14時40分
西高田自主防災センター	14時50分～15時10分
4月10日(水)	
上長与地区公民館	9時20分～ 9時50分
ニュータウン中央公園	10時～10時30分
サニータウン南公民館	10時40分～11時10分
青葉台中央公園	11時20分～11時50分
長与シーサイドパーク イベント広場	13時30分～15時

今回から新しく「長与シーサイドパーク イベント広場」を接種会場に追加しました。

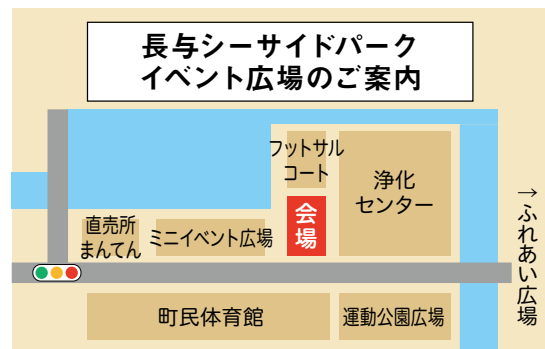
駐車場もあり、実施時間も長めに設定していますので、これまで別の会場で接種されていた方もぜひこちらへお越しください。

例年4月は気温が高く、日中は犬が熱中症になる危険性があります。また、予防接種の前後に長い距離を歩くことも犬にとってあまりよくありません。そのため、接種会場から遠い方は可能な限り車でお越しいただきますようお願いいたします。



以下の理由により、「潮井崎公園」「第一分団消防格納庫前」「尻無川公園」「長与町役場第三駐車場」を「長与シーサイドパークイベント広場」に統合しました。

- ・車で来る方の増加に伴い駐車スペースを確保するため
- ・狭い場所での実施による咬傷事故を防ぐため



子宮頸がんワクチンについて

☎ こども政策課母子保健係 ☎ 801-5881

無料で受けられるキャッチアップ接種は令和7年3月末まで！

全部で3回の接種が必要です。(初回接種の年齢によっては2回の場合あり) 標準スケジュールでは**半年間かけての接種**となりますので、接種を希望される方は、早めに医療機関へ相談の上、接種スケジュールを立ててください。令和7年4月からは、定期接種(小学校6年～高校1年相当の女性)の方以外は、**自費での任意接種**となります。(HPV9価ワクチンの場合、自費にて、約2.6万円×3回)

キャッチアップ接種対象者 (自己負担額なし)

平成9年度～平成18年度生まれの女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方 **(令和7年3月末まで)**

※令和6年4月からは平成19年度生まれの女性も対象

定期接種対象者 (自己負担額なし)

小学校6年～高校1年相当の女性

子宮頸がんワクチンを自費で接種した方への償還払いについて

積極的な接種の勧奨を差し控えている間に接種の機会を逃した方で、定期接種の年齢を過ぎて**令和4年3月31日までにHPVワクチンの任意接種を自費で接種した方**について、接種費用の助成(償還払い)を実施しています。**(令和7年3月末まで)**

詳しくは、下記をご覧ください。



子宮頸がん
ワクチン



償還払い

厚生労働省のホームページでは、
HPVワクチンに関する情報をご案内しています。

厚生省 HPV

検索



新型コロナワクチン全額公費による接種は 令和6年3月31日で終了します

☎ 健康保険課 ☎ 801-5820

対象: 生後6か月以上のすべての方

回数: 令和5年9月20日から令和6年3月31日
までに1人1回(追加接種)

令和6年4月1日以降は、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方には、新型コロナの重症化予防を目的として、秋冬の定期接種となります。また、任意接種として、時期を問わず自費での接種となります。



◀ 町内医療機関の受付状況はこちら

接種券がお手元がない場合

下記の方法で発行を受け付けています。

- ① 電話申請
- ② インターネット申請
…コロナワクチンナビより⇒



長与町中小企業等物価高騰対策支援補助金

☎ 産業振興課 ☎ 090-7220-5375 および ☎ 090-4593-6453

物価高騰の影響を受けている町内の事業者には経費の支援を行います。

- 申請期限 2月15日(木)～3月15日(金)(必着)
 - 提出先 長与町役場 産業振興課 物価高騰対策支援補助金 担当
 - 支援額 確定申告にて計上した経費の0.5%で上限10万円
- 各種要件について、詳しくは町のホームページでご確認ください。



▲ 町ホームページ

長与と時津のポータルサイト「与いひと時」をオープンしました!



☎西そのぎ商工会本所 ☎882-2240 FAX882-0521

☒『与いひと時』は、長与町と時津町の“行きたい!”があつまる西そのぎ商工会のポータルサイトです。西そのぎ商工会が発行している情報誌「うおっちゃんぐ」ではお伝えしきれない、まちの美味しいグルメや知る人ぞ知るスポット、おでかけ・イベント情報、話題の人へのインタビューなど、たっぷりお届けします。読者のみなさまからの情報も大募集!「気になるスポットがあるので調べてほしい!」「お店をもっと知ってほしい!」などなど、ぜひ教えてください!



<https://yoihitotoki.jp/>



長与町健康ポイント事業(ミクンチケット)に参加して楽しく健康づくりに取り組もう!!

☎健康ポイント事業窓口 ☎894-1215

まずは長崎県健康づくりアプリ

歩こーで! をダウンロード!

参加対象: 18歳以上の町民の方

申込方法: 健康保険課にて体組成測定および参加申込書提出

毎日のウォーキング
&生活記録入力



県ポイントを
毎日コツコツ獲得

体組成測定会
へ毎月参加



身体の状態を把握して
町チケットを毎月獲得

健(検)診を受けて
結果を提出



健康を心掛けた生活で
県ポイント&町チケット
を獲得

みんなで歩こーで! (長崎県市町対抗歩数競争)が開催されます!!

市町別の2月の平均歩数とダウンロード率により順位を決定! 1位になると、長与町のダウンロード者全員に500ポイントが県からプレゼントされます!

開催期間: 2月1日(木)~2月29日(木)

現在ダウンロード率は1位! 後ろから大村市が追いかけてきています! 歩数は1位~3位を行ったり来たり! アプリ内、ランキング⇒グループ対抗ランキング⇒地域で確認してね!
みんなでたくさん歩いて1位を目指そう!!



ミクンチケットに参加して貯まったチケットで応募しよう
健康づくりご褒美抽選会を開催します!

応募期間: 2月20日(火)~3月12日(火)

応募方法: 「歩こーで!」アプリ内、MENU⇒ポイント⇒ポイント・チケット抽選より応募

当選通知: 3月下旬に当選者へ引換券を郵送 (商品は店舗での受け取りとなります。)

**町内店舗自慢の
商品(引換券)が
当たる!**



抽選会詳細はこちら



— 文学を研究するとは —

国際社会学部国際社会学科
下野 孝文 教授

文学研究と言いますと、何か曖昧で、作品を鑑賞し、作者のメッセージ等を読み解くというイメージから、実用性と結びつかないものと捉えられているかも知れません。しかし我々にとって芸術は、生活を豊かにし、また創造性を育み、表現力を高める学びにおいても不可欠の領域であり、研究はその形成、発展を補う役割も担っていると考えます。

さて、高校生の皆さんの立場から考えれば受験の際、理系、文系と分けられた進学先は、大学では自然科学、人文科学などとも分類され、そこには科学という表現が付いています。それは、こういう理由(根拠)からこういう判断が導かれると研究は論理的でなければならないことを示してもいるからです。したがって、理系が数字、データを用いるのと同様、文系も客観的な事柄、要素を根拠として示し、読み手がなるほどと納得できる、説得力を持つ結論へと展開していかなければなりません。

たとえば作品が、歴史上の人物、事件をモデルとしていたならば、史料に残された記述、さらに他の資料も含めて作家はそれをどう利用しているか、また作家の成育過程、個性、生きた時代等々からの影響はないかなど、様々な要素が結びついた内容を一つずつ分析していかなければなりません。したがって、作品に潜むそうした要素を見出すためには古典、歴史、深層心理学など幅広い知識が必要とされ、それを用いて調査を重ね構成要素の一つひとつについて理由を示して論理的に結論へと導いていくことになり、これが実証主義という一つのアプローチになります。そこから、そのバトンを受け継ぐ新たな観点からの研究が、さらに続いていくわけです。

写真の研究書は、その実証主義という立場から遠藤周作が長崎を舞台としたものを描く際に参考にした様々な著作物を調査し、作品の造型、場面、描写などと照合する作業を経てその影響を考察した研究になります。

最後は自著の広告となってしまいました、ご寛恕願います。



下野孝文著『遠藤周作とキリシタン—〈母なるもの〉の探究—』(九州大学出版会)